

山形市認可保育所等利用申請をされた方へのご案内

- 保育所等利用申請をされた方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 申込みの流れ 令和7年度4月～12月の利用開始をご希望の方へ・・ 4
- 申込みの流れ 令和7年1月・2月・3月の利用開始をご希望の方へ・・ 5
- 山形市へ転入予定の方へ
 出生前仮申請をした方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 求職活動中で保育所等利用申請をされた方へ・・・・・・・・・・ 7
- 転園を希望された方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 育児休業から復帰予定で利用申請された方へ・・・・・・・・・・ 9

マイナポータルを用いた申請内容変更・取下及び不足書類の提出方法について

- ・利用申込後に、追加・不足書類があった場合、マイナポータル（ぴったりサービス）を通して書類をご提出していただくことが可能です。（下部二次元コードからアクセス可能）
「保育所等利用申請内容 追加・変更・取下げ申請書」を用いて希望園や入所希望日を変更する場合や、申請を取下げの場合、育児休業期間変更証明書を提出する場合も利用できます。
- ・利用開始希望月の申請締切日（3ページ参照）までご提出ください。期限を超過した場合、利用開始希望月の利用調整に反映されません。
- ・書類はスマートフォンのカメラで撮影した画像やPDFでご提出ください。画像で提出される場合は、文字などが鮮明に映るよう撮影してください。

アクセスはこちらから→



問い合わせ先：保育育成課こども第一・第二・第三係

☎641-1212 内線573・536・535

保育所等利用申請をされた方へ

○ 申請内容の変更について

申請内容に変更がある場合は、以下の期日までに変更の手続きを行ってください。

4月第1次利用調整	10月25日（金） ※10月18日（金）まで受付済のものに限る
4月第2次利用調整	1月7日（火） ※変更申請の期日は申請締切日と同じ
4月第3次利用調整	2月12日（水） ※変更申請の期日は申請締切日と同じ
5月以降の利用調整	各月の申請締切日と同じ

<申請内容の変更の例>

申請状況に下記のような変更が生じたときは、その状況を利用調整に反映する必要がありますので、必ず保育育成課へご連絡ください。

●希望園の変更

（例）・希望園の追加、削除、変更、希望順の変更 等

●入所希望日の変更

●家族の状況の変更

（例）・世帯員の変更（弟妹の誕生、婚姻・離婚 等）

・住所変更（祖父母と別居した 等）

・世帯員の障がい者手帳交付

・申請した児童の兄弟姉妹が幼稚園・認可外保育施設・障がい児施設等に入園した

●保育状況の変更

（例）・保育状況の変更

（祖父母が保育→認可外保育施設を利用）

（育児休業中 →認可外保育施設を利用して仕事復帰）

（育児休業中 →祖父母が保育して仕事復帰）

●就労状況の変更

（例）・就労状況の変更

（求職中→内定、内定→就労開始、勤務時間が延びた場合等）

「就労開始予定」で就労証明書を提出された方は、勤務開始後、新たに「就労中」の証明を提出ください。提出がない限り、「就労開始予定」の方として利用調整を行いますのでご注意ください。

●その他

- ・「兄弟姉妹同時申込の場合」、「利用調整に係る申立」について、申請内容を変更したい場合

○ 4月に利用開始を希望する方の利用調整について

- ・第1次利用調整後、利用調整可能な人数が残っている場合は、第2次利用調整、第3次利用調整を行います。

○ 5月～12月に利用開始を希望する方の利用調整について

- ・5月～12月の入所について、利用調整可能な人数が残っている場合は、各月の利用調整を行います。

○ 保留となった（利用が決まらなかった）場合

- ・保育所等利用申請内容取下げ申請書の提出がない限り、令和7年12月利用まで利用調整の対象となります。

（5月以降も年度途中の利用調整を行います。）

- ・認定の内容によっては更新が必要な場合があります。

○ 利用調整結果の通知時期について

4月第1次利用調整	12月下旬
4月第2次利用調整	2月上旬
4月第3次利用調整	3月上旬
5月以降の利用調整	利用開始希望月の前月中旬

○ 利用調整結果の通知方法について

- ・郵送にて通知します。
- ・内定、保留いずれの場合についても通知します。

○ 山形市外へ転出した場合

山形市外へ転出した場合は、保育所等の利用ができなくなります。やむを得ず、継続して利用を希望する場合は、保育育成課へご相談ください。

○ 利用者負担額（保育料）について

- ・誕生日時点ではなく、4月1日時点の年齢により算定されます。
 - ・3歳以上児は、利用者負担額が無料となります。ただし、食材料費等は保護者負担となります。
 - ・3歳未満児は、原則、保護者（父・母分）の「市町村民税」欄の「所得割額」を合算した額により利用者負担額を算定します。
- なお、世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。

○ 参考 利用開始希望月、締切日、結果通知時期

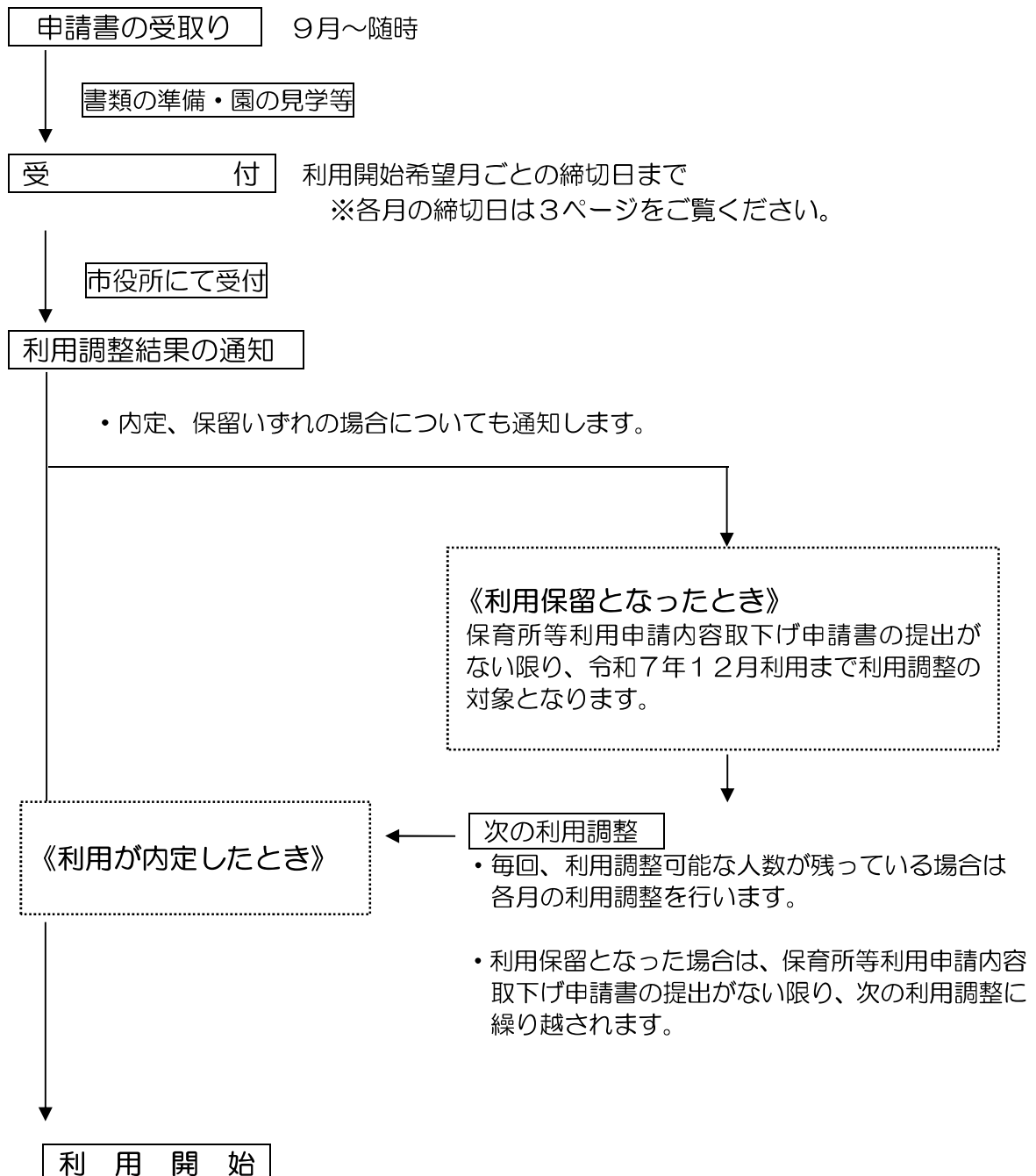
利用開始希望月	申請締切日	結果通知発送
4月第1次 (4月、1・2・3月)	令和6年10月18日(金) ※変更に関り10月25日(金)	12月下旬
4月第2次 (4月、3月)	令和7年1月7日(火)	2月上旬
4月第3次 (4月)	2月12日(水)	3月上旬
5月	3月31日(月)	4月中旬
6月	4月30日(水)	5月中旬
7月	6月2日(月)	6月中旬
8月	6月30日(月)	7月中旬
9月	7月31日(木)	8月中旬
10月	9月1日(月)	9月中旬
11月	9月30日(火)	10月中旬
12月	10月31日(金)	11月中旬

令和7年度4月～12月の利用開始をご希望の方へ

※令和7年1月・2月・3月に利用開始を希望される場合は、流れが異なります。
5ページをご覧ください。

【保育所等利用申請書 配布～利用まで】

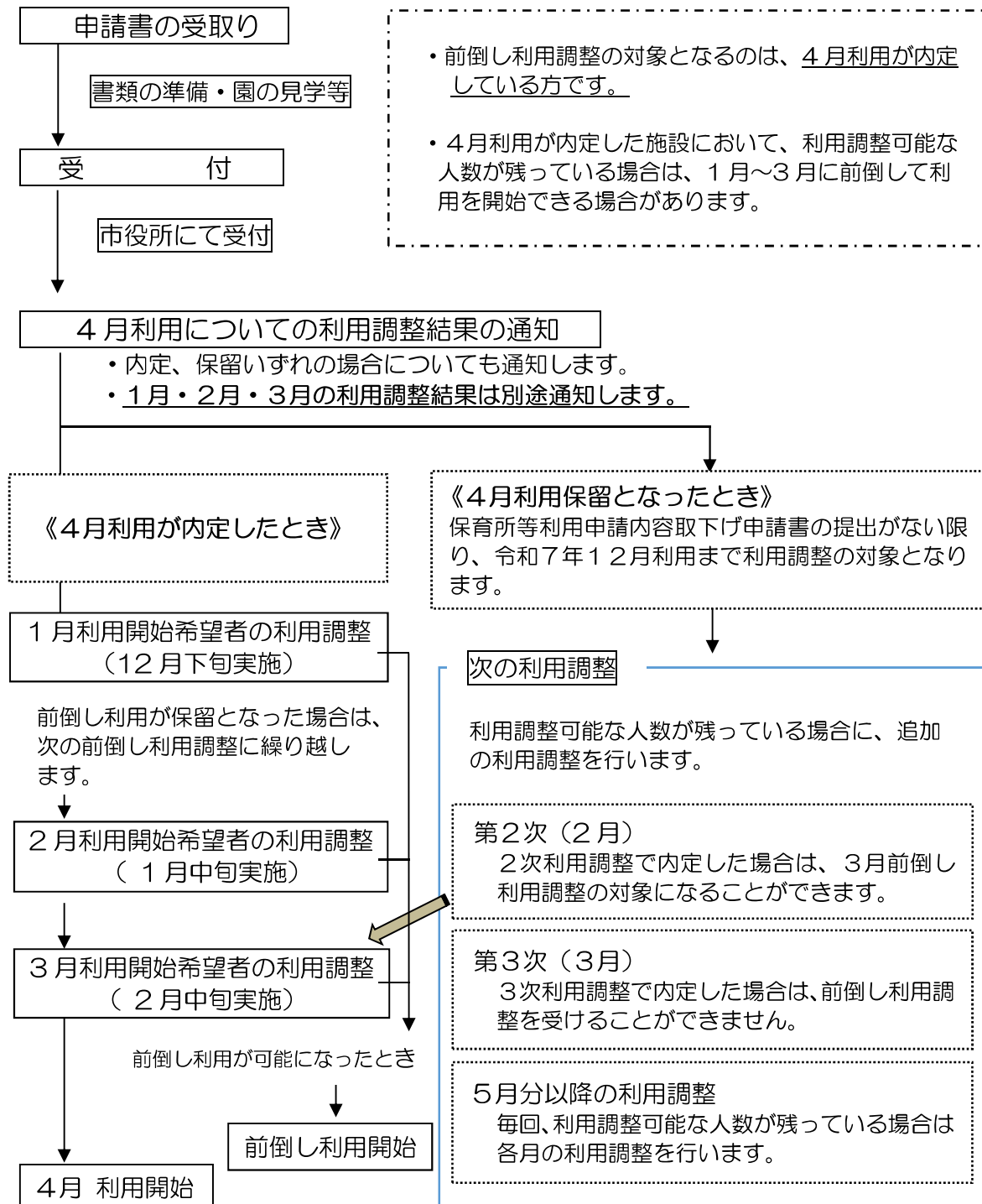
あくまでも予定ですので、前後する場合があります。



令和7年1月・2月・3月の利用開始をご希望の方へ（前倒し利用）

【保育所等利用申請書 配布～利用まで】

あくまでも予定ですので、前後する場合があります。



前倒し利用が保留となった場合は、4月入所になります。

山形市へ転入予定の方へ

- 認可保育所等の利用は、原則、住民票が当該市町村にある方が対象となります。
- 保育所等の利用が決まった場合は、保育所等入所日までに山形市に住民票を異動してください。

＜転勤等に伴う転入予定の場合＞

- 山形市に転入することが分かる書類
 - ① 山形市に住居を建築中の場合：住宅建築確認申請書の写し、または証明書
 - ② 山形市に転居予定の場合：アパートや借家等の契約書の写し
 - ③ 転勤予定等のため、就労証明書に新しい勤務内容等を証明できない場合
：転入予定者申立書の裏面（会社から記入してもらったもの）
- 上記書類を受付時に提出しなかった場合は、下記期日まで提出してください。（提出期日）
 - 令和7年1月～4月入所の場合 書類ができ次第ご提出ください。
 - 令和7年5月～12月入所の場合 3ページをご覧ください。
- 山形市役所市民課(3番窓口)での転入手続きが済みましたら、そのまま保育育成課(11番窓口)にお立ち寄りいただき、転入手続きが済んだことを報告してください。

出生前仮申請をした方へ

- お子さんが生まれる前に申込をした方は、お子さんが生まれたら【保育所等施設利用正式申込依頼書】を保育育成課に提出してください。
- 母子手帳の出生届出済証明の写しの添付が必要となりますので、山形市役所市民課(4番窓口)で出生届の手続きが済みましたら、そのまま保育育成課(11番窓口)にお立ち寄りいただき、出生届の手続きが済んだことを報告してください。

※保育施設ごとに受入児童年齢（月齢）が異なるため、誕生日によって、入所希望日から利用できない場合があります。

※お子さんの健康状態によっては保育所等をご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

求職活動中で保育所等利用申請をされた方へ

以下の内容について『令和7年度 山形市認可保育所等利用案内（2号・3号認定用）』と照らし合わせの上、よくご確認ください。

1 求職活動中であることを理由に利用申請をした場合

- 保育の必要量は「保育短時間」となり、保育時間は1日最大8時間（8：30～16：30）です。
- 認定期間は90日程度となります。
- 認定期間については、利用調整の結果に応じて以下の点にご注意ください。

利用が内定した場合…保育所等の利用開始後、認定期間を過ぎると退所となります。保育所等を継続して利用するためには、求職活動以外の認定事由で認定を受ける必要があります。

退所となった場合、令和7年度内は求職活動としての申請はできなくなりますので、あらかじめご了承ください。

また、内定通知に同封する「求職活動申立書兼誓約書」の提出が必要です。保育所等利用後、市の指定する期日まで就労先を決定する旨を誓約するものです。書類の内容や提出期限については、内定通知に同封される文書でご確認ください。

期日までに必要書類が提出されない場合には、保育所等の利用内定取消し、または保育所等の利用を中止いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

利用が保留となった場合…令和7年度中の利用保留の間に認定期間が終了すると、終了日の翌月より利用調整の対象外となります。

認定期間終了前に「有効期限延長申請書兼求職活動申立書」を郵送しますので、引き続き保育所等の利用を希望する場合は、お持ちの支給認定証と一緒に保育育成課まで提出してください。

（例）認定期間が4月1日～6月30日の場合、7月の利用調整より対象外となります。5月中に「有効期限延長申請書兼求職活動申立書」をご自宅に郵送します。

2 申請後、月64時間以上の就労が決まった場合

- 認定事由を「就労」に変更する必要がありますので、保育所等利用開始前後を問わず、速やかに保育育成課までご連絡の上、就労証明書及び教育・保育給付認定申請書(兼)変更届出書を提出してください。
- ※ その他保育状況等に変更が生じた場合にも、保育育成課にご連絡の上、変更内容に応じた書類を提出してください。
- 就労状況により、保育の必要量を「保育標準時間（保育時間1日最大11時間）」に変更することができます。

転園を希望された方へ

転園が内定した方

- 利用が内定した施設へ転園していただくことになります。現在利用している施設から退所願の様式を受け取り、施設を通して提出してください。

転園が利用保留となった方

- 保育所等利用申請内容取下げ申請書の提出がない限り、令和7年12月利用まで利用調整の対象となります。

注意点

- ① 他施設への転園が内定された方は、転園を辞退されても現在の施設へ戻ることはできませんのでご注意ください。
- ② 転園の意向がなくなった場合は、各月の締め切りに間に合うように速やかに取下げの旨をご連絡ください。

【4月利用までのスケジュール】

	申請締切	変更申請締切	結果通知 発送	前倒し 利用可能月
第1次利用調整	10月18日（金）	10月25日（金）	12月	1月・2月・3月
第2次利用調整	1月7日（火）		2月	3月
第3次利用調整	2月12日（水）		3月	-

【5月以降利用までのスケジュール】

利用開始希望月	申請締切日	結果通知発送
5月	令和7年3月31日（月）	4月中旬
6月	4月30日（水）	5月中旬
7月	6月2日（月）	6月中旬
8月	6月30日（月）	7月中旬
9月	7月31日（木）	8月中旬
10月	9月1日（月）	9月中旬
11月	9月30（火）	10月中旬
12月	10月31日（金）	11月中旬

育児休業から復帰予定で利用申請された方へ

利用開始希望日と育児休業からの復帰日について

育児休業から復帰される方は、復帰日の1ヶ月前から入所希望することができます。

- 入所日から1ヶ月以内に復帰をしていただく必要がありますので、あらためて利用希望日と復帰日をご確認ください。

育児休業期間の期間延長について

育児休業期間の延長手続きが必要となる場合に、ご記入いただいた入所希望日で問題がないか、よく確認の上で利用申請をしてください。

- 育児休業期間の延長手続きの際、「子が1歳に達する日（誕生日の前日）」などのあらかじめ決まっている日より前に、利用申請及び入所希望をしておく必要があります。
- 利用申請中に育児休業期間に変更が生じた場合、下記の書類を提出してください。

「育児休業期間変更証明書」

提出期限：育児休業が終了する月の末日（末日が日曜・祝日の場合は、その直前の平日が提出期限です。）

入所が不可能であることの証明について

育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に「市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知」の提出が必要です。（手続きの詳細はハローワークへお問い合わせください。）

- 育児休業給付金の支給期間延長手続きには、利用保留となった場合にお送りする「保留通知」をご利用ください。
- 「山形市の認可保育所等への入所が不可能であることの証明」の発行をご請求いただくことも可能です。
- 保育所等の入所内定を辞退した場合、上記の証明書の入所できない理由欄に辞退歴が記載されることがあります。希望施設として挙げていただいた施設は、内定する可能性がありますので、辞退することのないように入所申込をしてください。
- 育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に、保育所等の利用申込書の写しが必要になる場合があります。必要な場合は、保育育成課窓口で写しの発行を請求してください。